

令和2年（行コ）第10号 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等控訴事件（令和3年7月14日判決言渡）

判 決 要 旨

1 事案の概要

本件は、広島原爆の投下後の黒い雨に遭った者ら（以下「本件申請者ら」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に当たると主張して、広島市長又は広島県知事に対し、被爆者援護法2条1項に基づく被爆者健康手帳の各交付申請をするなどしたところ、広島市長及び広島県知事が上記各交付申請をいずれも却下したことから、本件申請者らが、控訴人らに対し、被爆者健康手帳交付申請の各却下処分の取消しと被爆者健康手帳交付の義務付けを求めるなどした事案である。なお、本件申請者らの一部は、訴訟係属中に死亡し、その相続人が訴訟承継を申し立てた。

2 当裁判所の判断

(1) 争点1（被爆者援護法2条1項に基づく被爆者健康手帳交付申請の却下処分の取消し及び被爆者健康手帳交付の義務付けを求める訴訟についての訴訟承継の成否）について

被爆者健康手帳の交付に伴って生ずる一般疾病医療費及び葬祭料の受給権は、被爆者健康手帳の交付申請者の一身に専属する権利ということとはできず、上記交付申請者は、生存中に被爆者健康手帳交付申請の却下処分の取消判決を受けて、被爆者健康手帳の交付を受けたときには、交付申請時に遡って、一般の負傷又は疾病について医療を受けた場合に一般疾病医療費を受給することができる法的地位及び死亡した場合にその葬祭を行った者が葬祭料を受給することができる法的地位を有していたものと解されるところ、上記各法的地位は相続の対象となるから、被爆者援護法2条1項に基づく被爆者健康手帳交付申請

の却下処分取消し及び被爆者健康手帳交付の義務付けを求める訴訟について、訴訟の係属中に申請者が死亡した場合には、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継すると解するのが相当である。

- (2) 争点2 (被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義) について

被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義は、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者」と解するのが相当であり、ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され、これに該当すると認められるためには、その者が特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することで足りると解される。

- (3) 争点3 (広島原爆の投下後の黒い雨に遭った者は、被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか。) について

「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったこと(ただし、被曝線量を推定することは非常に困難である。)、すなわち「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定すること

ができないものであったこと」が認められるというべきである。

そうすると、広島原爆の投下後の黒い雨に遭った者は、被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当する。

(4) 争点4 (本件申請者らは、広島原爆の投下後の黒い雨に遭ったか。)

ア 黒い雨降雨域の範囲

(ア) 宇田雨域には、広島原爆の投下後に黒い雨が降った蓋然性が高いということが出来るが、宇田雨域の範囲外であるからといって、広島原爆の投下後に黒い雨が降らなかったとするのは相当ではなく、実際の黒い雨降雨域は、宇田雨域よりも広範であったと推認される。

(イ) 増田雨域及び大瀧雨域にも、広島原爆の投下後に黒い雨が降った蓋然性があるというべきである。

イ 個別に検討すると、本件申請者らは、いずれも、少なくとも、昭和20年8月6日午前8時15分の広島原爆の投下後、黒い雨降雨域(宇田雨域、増田雨域又は大瀧雨域のいずれかに属する地域)の各地に雨が降り始めてから降り止むまでのいずれかの時点で、当該黒い雨降雨域に所在していたと認められるから、広島原爆の投下後の黒い雨に遭ったと認められる。

(5) まとめ

以上によれば、本件申請者らは、被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することから、広島市長及び広島県知事が本件申請者らの被爆者健康手帳の各交付申請について各却下処分をしたのは違法であって、上記各却下処分は取消しを免れず、また、広島市長及び広島県知事が本件申請者らに対して被爆者健康手帳を交付すべきであることは明らかであるから、広島市長及び広島県知事に対し、被爆者健康手帳の交付を義務付けるのが相当である。

3 結論

以上の次第で、被控訴人らの各主位的請求はいずれも理由があるところ、これと同旨の原判決は、本件申請者らが被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するとの判断の根拠として402号通達を用いるなどした点で失当であるが、結論において正当であり、本件各控訴はいずれも理由がない。

以上